

治安維持法（昭和16年法律第54号）

治安維持法中改正の件昭和20年勅令第575号（廃止）

治安維持法

1941年

被改正法令

治安維持法（大正14年法律第46号）（全面改正）

施行日：昭和16年3月10日（1941年3月10日）

廃止日：昭和20年10月15日（昭和二十年勅令第五百四十二號「ぼつだむ」宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く治安維持法廢止等の件）

註：底本にある原本は全て縦書きである。

底本：昭和16年3月10日付官報

朕帝國議会の協賛を経たる治安維持法改正法律を裁可し茲に之を公布せしむ

御名御璽

昭和十六年三月八日

内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿

内務大臣 男爵 平沼騏一郎

拓務大臣 秋田 清

陸軍大臣 東條 英機

海軍大臣 及川古志郎

司法大臣 柳川 平助

第一章 罪

第一條 國體を變革することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其の他指導者たる任務に従事したる者は死刑又は無期若は七年以上の懲役に處し情を知りて結社に加入したる者又は結社の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は三年以上の有期懲役に處す

第二條 前條の結社を支援することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其の他指導者たる任務に従事したる者は死刑又は無期若は五年以上の懲役に處し情を知りて結社に加入したる者又は結社の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は二年以上の有期懲役に處す

第三條 第一條の結社の組織を準備することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其の他指導者たる任務に従事したる者は死刑又は無期若は五年以上の懲役に處し情を知りて結社に加入したる者又は結社の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は二年以上の有期懲役に處す

第四條 前三條の目的を以て集團を結成したる者又は集團を指導したる者は無期又は三年以上の懲役に處し前三條の目的を以て集團に参加したる者又は集團に関し前三條の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は一年以上の有期懲役に處す

第五條 第一條乃至第三條の目的を以て其の目的たる事項の實行に関し協議若は煽動を爲し又は其の目的たる事項を宣伝し其の他其の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

第六條 第一條乃至第三條の目的を以て騷擾、暴行其の他生命、身體又は財産に害を加ふべき犯罪を煽動したる者は二年以上の有期懲役に處す

第七條 國體を否定し又は神宮若は皇室の尊嚴を冒瀆すべき事項を流布することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其の他指導者たる任務に従事したる者は無期又は四年以上の懲役に處し情を知りて結社に加入したる者又は結社の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は一年以上の有期懲役に處す

第八條 前條の目的を以て集團を結成したる者又は集團を指導したる者は無期又は三年以上の懲役に處し前條の目的を以て集團に参加したる者又は集團に関し前三條の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は一年以上の有期懲役に處す

第九條 前八條の罪を犯さしむることを目的として金品其の他の財産上の利益を供与し又は其の申込若は約束を爲したる者は十年以下の懲役に處す情を知りて供与を受け又は其の要求若は約束を爲したる者亦同じ

第十條 私有財産制度を否認することを目的として結社を組織したる者又は情を知りて結社に加入したる者若は結社の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は十年以下の懲役又は禁錮に處す

第十一條 前條の目的を以て其の目的たる事項の實行に関し協議を爲し又は其の目的たる事項の實行を煽動したる者は七年以下の懲役又は禁錮に處す

第十二條 第十條の目的を以て騷擾、暴行其の他生命、身體又は財産に害を加ふべき犯罪を煽動したる者は二年以上の有期懲役に處す

第十三條 前三條の罪を犯さしむることを目的として金品其の他の財産上の利益を供与し又は其の申込若は約束を爲したる者は五年以下の懲役又は禁錮に處す情を知りて供与を受け又は其の要求若は約束を爲したる者亦同じ

第十四條 第一條乃至第四條、第七條、第八條及び第十條の未遂罪は之を罰す

第十五條 本章の罪を犯したる者自首したるときは其の刑を輕減又は免除す

第十六條 本章の規定は何人を問わず本法施行地外に於て罪を犯したる者に亦之を適用す

第二章 刑事手続

第十七條 本章の規定は第一章に掲ぐる罪に関する事件に付之を適用す

第十八條 檢事は被疑者を召喚し又は其の召喚を司法警察官に命令することを得檢事の命令に因り司法警察官の發する召喚状には命令を爲したる檢事の職、氏名及其の命令に因り之を發する旨をも記載すべし召喚状の送達に関する裁判所書記及執達吏に属する職務は司法警察官吏こ之を行なふことを得

第十九條 被疑者正当の事由なくして前條の規定に依る召喚に應ぜず又は刑事訴訟法第八十七條第一項各号に規定する事由あるときは檢事は被疑者を勾引し又は其の勾引を他の檢事に囑託し若は司法檢察官に命令することを得

前條第二項の規定は檢事の命令に因り司法警察官の發する勾引状に付之を準用す

第二十條 勾引したる被疑者は指定せられたる場所に引致したる時より四十八時間内に檢事又は司法警察官之を訊問すべし其の時間内に勾留状を發せざるときは檢事は被疑者を釈放し又は司法警察官をして之を釈放せしむべし

第二一條 刑事訴訟法第八十七條第一項各号に規定する事由あるときは検事は被疑者を勾留し又は其の勾留を司法警察官に命令することを得

第十八條第二項の規定は検事の命令に因り司法警察官の発する勾留状に付之を準用す

第二二條 勾留に付ては警察官署又は憲兵隊の留置場を以て監獄に代用することを得

第二三條 勾留の期間は二月とす特に継続の必要あるときは地方裁判所検事又は区裁判所検事は検事長の許可を受け一月毎に交流の期間を更新することを得但し通じて一年を超ゆることを得ず

第二四條 勾留の事由消滅し其の他の勾留を継続するの必要なしと思料するときは検事は速に被疑者を釈放し又は司法警察官をして之を釈放せしむべし

第二五條 検事は被疑者の住所を制限して勾留の執行を停止することを得刑事訴訟法第百十九條第一項に規定する事由ある場合に於ては検事は勾留の執行停止を取消すことを得

第二六條 検事は被疑者を訊問し又は其の訊問を司法警察官に命令することを得

検事は公訴提起前に限り証人を訊問し又は其の訊問を他の検事に囑託し若は司法警察官に命令することを得

司法警察官検事の命令に因り被疑者又は証人を訊問したるときは命令を爲したる検事の職、氏名及其の命令に因り訊問したる旨を訊問調書に記載すべし

第十八條第二項及第三項の規定は証人訊問に付之を準用す

第二七條 検事は控訴提起前に限り押収、搜索若は檢証を爲し又は其の處分を他の検事に囑託し若は司法警察官に命令することを得

検事は控訴提起前に限り鑑定、通訳若しくは翻訳を命じ又は其の處分を他の検事に囑託し若しくは司法警察官に命令することを得

前條第三項の規定は押収、搜索又は檢証の調達及鑑定人、通事又は翻訳人の尋問調書に付之を準用す

第十八條第二項及第三項の規定は鑑定、通訳及び翻訳に付之を準用す

第二八條 刑事訴訟法中被告人の召喚、勾引及び勾留、被告人及証人の訊問、押収、搜索、檢証、鑑定、通訳並に翻訳に関する規定は別段の規定ある場合を除くの外被疑事件に付之を準用す但し保釈及責付に関する規定は此の限に在らず

第二九條 弁護士は司法大臣の豫め指定したる弁護士の中より之を選任すべし但し刑事訴訟法第四十條第二項の規定の適用を妨げず

第三十條 弁護人の数は被告人一人に付二人を超ゆることを得ず

弁護人の選任は最初に定めたる公判期日に係る召喚状の送達を受けたる日より十日を経過したるときは之を爲すことを得ず但し已むことを得ざる事由ある場合に於て裁判所の許可を受けたるときは此の限にあらず

第三一條 弁護士は訴訟に関する書類の謄写を爲さんとするときは裁判長又は豫審判事の許可を受くることを要す

弁護人の訴訟に関する書類の閲覧は裁判長又は豫審判事の指定したる場所に於て之を爲すべし

第三二條 被告事件公判に付せられたる場合に於て検事必要ありと認むるときは管轄移転の請求を爲すことを得但し第一回公判期日の指定ありたる後は此の限に在らず

前項の請求は事件の繫属する裁判所及移転先裁判所に共通する直近裁判所に之を爲すべし

第一項の請求ありたるときは決定ある迄訴訟手続を停止すべし

第三三條 第一章に掲ぐる罪を犯したるものと認めたる第一審の判決に対しては控訴を爲すことを得ず

前項に規定する第一審の判決に対しては直接上告を爲すことを得

上告は刑事訴訟法に於て第二審の判決に対し上告を爲すことを得る理由ある場合に於て之を爲すことを得

上告裁判所は第二審の判決に対する上告事件に関する手続きに依り裁判を爲すべし

第三四條 第一章に掲ぐる罪を犯したるものと認めたる第一審の判決に対し上告ありたる場合に於て上告裁判所同章に掲ぐる罪を犯したるものに非ざることを疑ふに足るべき顕著なる事由あるものと認むるときは判決を以て限判決を破毀し事件を管轄控訴裁判所に移送すべし

第三五條 上告裁判所は公判期日の通知に付ては刑事訴訟法第四百二十二條第一項の期間に依らざることを得

第三六條 刑事手続きに付ては別段の規定ある場合を除くの外一般の規定の適用あるものとする

第三七條 本章の規定は第二十二條、第二十三條、第三十條第一項、第三十二條、第三十三條及第三十四條の規定を除くの外軍法會議の刑事手續に付之を準用す此の場合に於て刑事訴訟法第八十七條第一項とあるは陸軍軍法會議法第四百十三條又は海軍軍法會議法第四百十三條、刑事訴訟法第四百二十二條第一項とあるは陸軍軍法會議法第四百四十四條第一項又は海軍軍法會議法第四百四十六條第一項とし第二十五條第二項中刑事訴訟法第一百九條第一項に規定する事由ある場合に於てはとあるは何時にてもとす

第三八條 朝鮮にありては本章中司法大臣とあるは朝鮮總督、檢事長とあるは覆審法院檢事長、地方裁判所檢事又は区裁判所檢事とあるは地方法院檢事、刑事訴訟法とあるは朝鮮刑事令に於て依ることを定めたる刑事訴訟法とす但し刑事訴訟法第四百二十二條第一項とあるは朝鮮刑事令第三一條とす

第三章 豫防拘禁

第三九條 第一章に掲ぐる罪を犯し刑に處せられたる者其の執行を終わり釈放せらるべき場合に於て釈放後に於て更に同章に掲ぐる罪を犯すの虞あること顯著なときは裁判所は檢事の請求に因り本人を豫防拘禁に付する旨を命ずることを得

第一章に掲ぐる罪を犯し刑に處せられ其の執行を終りたる者又は刑の執行猶豫の言渡を受けたる者思想犯保護觀察法に依り保護觀察に付せられ居る場合に於て保護觀察に依るも同章に掲ぐる罪を犯すの危険を防止すること困難にして更に之を犯すの虞あること顯著なるとき亦前項に同じ

第四十條 豫防拘禁の請求は本人の現在地を管轄する地方裁判所の檢事其の裁判所に之を爲すべし

前項の請求は保護觀察に付せられ居る者に係るときは其の保護觀察を爲す保護觀察署の所在地を管轄する地方裁判所の檢事其の裁判所に之を爲すことを得

豫防拘禁の請求を爲すには豫め豫防拘禁委員会の意見を求むることを要す

豫防拘禁委員会に関する規程は勅令を以て之を定む

第四一條 檢事は豫防拘禁の請求を爲すに付ては必要なる取調を爲し又は公務所に照会して必要なる事項の報告を求むることを得

前項の取調を爲すに付必要ある場合に於ては司法警察官吏をして本人を同行せしむることを得

第四二條 檢事は本人定まりたる住居を有せざる場合又は逃亡し若は逃亡する虞ある場合に於て豫防拘禁の請求を爲すに付必要あるときは本人を豫防拘禁所に仮に収容することを得但し已むことを得ざる事由ある場合に於ては監獄に仮に収容することを妨げず

前項の仮収容は本人の陳述を聴きたる後に非ざれば之を爲すことを得ず但し本人陳述を肯ぜず又は逃亡したる場合は此の限に在らず

第四三條 前條の仮收容の期間は十日とす其の期間内に豫防拘禁の請求を爲さざるときは速に本人を釈放すべし

第四四條 豫防拘禁の請求ありたるときは裁判所は本人の陳述を聴き決定を爲すべし此の場合に於ては裁判所は本人に出頭を命ずることを得

本人陳述を肯ぜず又は逃亡したるときは陳述を聴かずして決定を爲すことを得

刑の執行終了前豫防拘禁の請求ありたるときは裁判所は刑の執行終了後と雖も豫防拘禁に付する旨の決定を爲すことを得

第四五條 裁判所は事實の取調を爲すに付必要ある場合に於ては参考人に出頭を命じ事實の陳述又は鑑定を爲さしむることを得

裁判所は公務所に照会して必要なる事項の報告を求むることを得

第四六條 検事は裁判所が本人をして陳述を爲さしめ又は参考人をして事實の陳述若し鑑定を爲さしむる場合に立会ひ意見を開陳することを得

第四七條 本人の属する家の戸主、配偶者又は四親等内の血族若し三親等内の姻族は裁判所の許可を受け輔佐人と爲ることを得

輔佐人は裁判所が本人をして陳述を爲さしめ若し参考人をして事實の陳述若し鑑定を爲さしむる場合に立会ひ意見を開陳し又は参考と爲るべき資料を提出することを得

第四八條 左の場合に於ては裁判所は本人を勾引することを得

- 一 本人定りたる住居を有せざるとき
- 二 本人逃亡したるとき又は逃亡する虞あるとき
- 三 本人正当の理由なくして第四十四條第一項の出頭命令に應ぜざるとき

第四九條 前條第一号又は第二号に規定する事由あるときは裁判所は本人を豫防拘禁所に仮に收容することを得但し已むことを得ざる事由ある場合に於ては監獄に仮に收容することを妨げず

本人監獄にあるときは前項の事由なしと雖も之を仮に収容することを得

第四十二條第二項の規程は第一項の場合に付之を準用す

第五十條 別段の規程ある場合を除く外刑事訴訟法中決定に関する規程は第四十四條の決定に、即時抗告に関する規程は前條の即時抗告に付之を準用す

第五一條 豫防拘禁に付せざる旨の決定に対しては検事は即時抗告を爲すことを得

豫防拘禁に付する旨の決定に対しては本人及輔佐人は即時抗告を爲すことを得

第五二條 別段の規程ある場合を除く外刑事訴訟法中決定に関する規定は第四十四條の決定に、即時抗告に関する規定は前條の即時抗告に付之を準用す

第五三條 豫防拘禁に付せられたる者は豫防拘禁所に之を収容し改悔せしむる爲必要なる處置を爲すべし

豫防拘禁所に関する規程は勅令を以て之を定む

第五四條 豫防拘禁に付せられたる者は法令の範圍内に於て他人と接見し又は信書其の他の物の授受を爲すことを得

豫防拘禁に付せられたる者に対しては信書其の他の物の檢閲、差押若は没収を爲し又は保安若は懲戒の爲必要なる處置を爲すことを得仮に収容せられたる者及本章の規定に依り拘引狀の執行を受け留置せられたる者に付亦同じ

第五五條 豫防拘禁の期間は二年とす特に継続の必要ある場合に於ては裁判所は決定を以て之を更新することを得

豫防拘禁の期間満了前更新の請求ありたるときは裁判所は期間満了後と雖も更新の決定を爲すことを得

更新の決定は豫防拘禁の期間満了後確定したるときと雖も之を期間満了の時確定したるものと看做す

第四十條、第四十一條及第四十四條乃至第五十二條の規定は更新の場合に付之を準用す此の場合に於て第四十九條第二項中監獄とあるは豫防拘禁所とす

第五六條 豫防拘禁の期間は決定確定の日より起算す

拘禁せられざる日数又は刑の執行のため拘禁せられたる日数は決定確定後と雖も前項の期間に算入せず

第五七條 決定確定の際本人受刑者なるときは豫防拘禁は刑の執行終了後之を執行す

監獄に在る本人に対し豫防拘禁を執行せんとする場合に於て移送の準備其の他の事由の爲特に必要あるときは一時拘禁を継続することを得

豫防拘禁の執行は本人に対する犯罪の捜査其の他の事由の爲特に必要あるときは決定を爲したる裁判所の検事又は本人の現在地を管轄する地方裁判所の検事の指揮に因り之を停止することを得

刑事訴訟法第五百三十四條乃至第五百三十六條及第五百四十四條乃至第五百五十二條の規定は豫防拘禁の執行に付之を準用す

第五八條 豫防拘禁に付せられたる者収容後其の必要なきに至りたるときは第五十五條に規定する期間満了前と雖も行政官庁の處分を以て之を退所せしむべし

第四十條第三項の規定は前項の場合に付之を準用す

第五九條 豫防拘禁の執行を爲さざること二年に及びたるときは決定を爲したる裁判所の検事又は本人の現在地を管轄する地方裁判所の検事は事情に因り其の執行を免除することを得

第四十條第三項の規定は前項の場合に付之を準用す

第六十條 天變事變に際し豫防拘禁所内に於て避難の手段なしと認むるときは收容せられたる者を他所に護送すべし若し護送するの暇なきときは一時的に之を解放することを得

解放せられたる者は解放後二十四時間内に豫防拘禁所又は警察官署に出頭すべし

第六一條 本章の規定に依り豫防拘禁所若は監獄に收容せられたる者又は拘引状若は逮捕状を執行せられたる者逃走したるときは一年以下の懲役に處す

前條第一項の規定に依り解散せられたる者同條第二項の規定に違反したるとき亦前項に同じ

第六二條 收容設備若は械具を損壞し、暴行若は脅迫を爲し又は二人以上通謀して前條第一項の罪を犯したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

第六三條 前二條の未遂罪は之を罰す

第六四條 本法に規定するものの外豫防拘禁に関し必要なる事項は命令を以て之を定む

第六五條 朝鮮に在りては豫防拘禁に関し地方裁判所の爲すべき決定は地方法院の合議部に於て之を爲す

朝鮮に在りては本章中地方裁判所の検事とあるは地方法院の検事、思想犯保護觀察法とあるは朝鮮思想犯保護觀察令、刑事訴訟法とあるは朝鮮刑事令に於て依ることを定めたる刑事訴訟法とす

附則

本法施行の期日は勅令を以て定む

第一章の改正規定は本法施行前從前の規定に定めたる罪を犯したる者に亦之を適用す但し改正規定に定むる刑が從前の規定に定めたる刑より重きときは、從前の規定に定めたる刑に依り處断す

第二章の改正規定は本法施行前公訴を提起したる事件に付ては之を適用せず

第三章の改正規定は従前の規定に定めたる罪に付本法施行前刑に處せられたる者に亦之を適用す

本法施行前朝鮮刑事令第十二條乃至第十五條の規定に依り爲したる捜査手続は本法施行後と雖も仍其の効力を有す

前項の捜査手続に於て本法に之に相当する規定あるものは之を本法により爲したるものと看做す

本法施行前朝鮮思想犯豫防拘禁令に依り爲したる豫防拘禁に関する手続は本法施行後と雖も仍其の効力を有す

前項の豫防拘禁に関する手続に於て本法に之に相当する規定あるものは之を本法に依り爲したるものと看做す

この著作物は、日本国の著作権法第10条1項ないし3項により著作権の目的とならないため、パブリックドメインの状態にあります。（なお、この著作物は、日本国の旧著作権法第11条により、発行当時においても、著作権の目的となっていないでした。）

この著作物はアメリカ合衆国外で最初に発行され（かつ、その後30日以内にアメリカ合衆国で発行されておらず）、かつ、1978年より前にアメリカ合衆国の著作権の方式に従わずに発行されたか1978年より後に著作権表示なしに発行され、かつ、うるぐあい・らうんど協定法の期日（日本国を含むほとんどの国では1996年1月1日）に本国でパブリックドメインになっていたため、アメリカ合衆国においてパブリックドメインの状態にあります。